

令和8年度倉田山中学校職員による生徒の撮影等にかかる取り扱いについて

倉田山中学校長

1 教職員が生徒を撮影する際に使用する端末、記録媒体について

- (1) 生徒を撮影する際に使用する端末、記録媒体については、原則、学校所有等（以下、「公的」という。）の端末、記録媒体を使用すること。
- (2) 生徒の生命・身体に係る事故があった際等、緊急に撮影の必要がある場合及び管理職が許可する場合に限り、教職員の私的な端末、記録媒体を用いて撮影できることとする。
- (3) 生徒を撮影する際には、公的、私的な端末の如何によらず、事前に学校所定の管理簿等に撮影予定日、撮影目的及び使用端末等を記入すること。ただし、生徒の生命・身体に係る事故等が発生し、緊急に撮影の必要がある場合については、対応後に管理職に事故等の報告をするとともに、学校所定の管理簿等に撮影した内容等を記入すること。
- (4) 中体連の大会等で生徒を撮影する場合は、学校名・職名・名前が記入された名札を着用すること。（撮影する際には当該大会等のルールに従って撮影すること）

2 撮影した生徒の画像・映像データの保存について

- (1) 写真・動画撮影後、速やかに撮影した画像・映像データを学校共有サーバーに保存すること。
- (2) 許可を受けた私的な端末、記録媒体を使用する際は、画像・映像データが教職員個人のクラウド等へ自動保存されないよう設定すること。ただし、緊急に撮影の必要がある場合は除く。
- (3) 学校指定の共有フォルダ等に保存した後、撮影者以外の教職員による確認のもと、端末、記録媒体等の画像・映像データを速やかに削除すること。

3 撮影した生徒の画像・映像データの管理について

- (1) 個人情報の扱いには十分に注意するとともに、利用目的を終えた画像・映像データは学校指定の共有フォルダ等から速やかにすべて削除すること。（学校行事等の記録用として撮影されたものについては、必要に応じて情報担当者が年度末に削除する）
- (2) 学校指定の共有フォルダ等に保存されている生徒の画像・映像データを、管理職の許可なく学校外へ持ち出さないこと。
- (3) 管理職の許可を得て生徒の画像・映像データを学校外へ持ち出す場合は、学校所定の個人情報管理簿等に記載し、暗号化やパスワード設定等、紛失・漏洩への防止対策を徹底するとともに、教職員個人の端末等に画像・映像データを保存しないこと。